総合口座取引等規定集

総合口座取引規定

普通預金規定

ゴールド総合口座取引規定

スーパーゴールド総合口座取引規定

盗難された通帳等を用いた預金の
払戻しによる被害の補償に関する規定

OKB 大垣共立銀行

様式コピー

A預7362J(24/1)(2023.4)03WO 先 (A4)

目　次

総合口座取引規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～ 6

普通預金規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～14

ゴールド総合口座取引規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15～16

スーパーゴールド総合口座取引規定・・・・・・・・・・・・・17～19

盗難された通帳等を用いた預金の
払戻しによる被害の補償に関する規定・・・・・・・・・・・・・20～22

〈総合口座取引規定〉

１．（総合口座取引）

（１）次の各取引は、大垣共立総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。
　①　普通預金
　②　期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）
　③　前記②の定期預金を担保とする当座貸越
（２）普通預金については、単独で利用することができます。
（３）前記（１）①および②の各取引については、この規定の定めによるほか、当社の当該各取引の規定により取扱います。

２．（取扱店の範囲）

（１）普通預金は、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。
（２）期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口１万円以上（ただし、中間利息定期預金および国債等の利金によって作成されるこれらの預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当社所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも取扱います。ただし、当店以外での解約または書替継続は、当社所定の限度額の範囲内で取扱います。

３．（定期預金の自動継続）

（１）定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は通帳記載の最長預入期限に次のように継続します。
　①　継続後の元金が３００万円未満の場合、期日指定定期預金に自動的に継続します。
　②　継続後の元金が３００万円以上の場合、当社所定の方法により継続します。
（２）継続された預金についても前記（１）と同様とします。
（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出る必要があります。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出ることとします。

４．（預金の払戻し等）

（１）普通預金の払戻し、定期預金の解約あるいは書替継続をするときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、この通帳、および当該預金を預入れの別通帳がある場合にはその通帳とともに提出する必要があります。
（２）前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
（３）普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続きが必要です。
（４）普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

５．（預金利息の支払い）

（１）普通預金の利息は、毎年２月と８月の当社所定の日に、普通預金へ組入れます。
（２）定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

６．（当座貸越）

（１）普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当社はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
（２）前記（１）による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金の合計額の９０％（１千円未満は切捨て）または０円から１，０００万円（１万円単位）の範囲内で当社所定の方法によりお客様が指定した金額（指定のない場合は３００万円が指定金額となります。）のうちいずれか少ない金額とします。
（３）前記（１）による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、貸越利率の高い順にその返済にあてます。
（４）次のいずれかの場合、当座貸越は利用できません。
　①　当座貸越の利用停止を届出している場合
　②　満１８歳未満の場合

７．（貸越金の担保）

（１）この取引に定期預金があるときは、その合計額について前記６．（２）による指定金額を０．９で除した金額（１万円未満は切上げ）を限度に貸越金の担保として質権を設定します。（例えば指定金額が３００万円の場合、３３４万円（３００万円÷０．９）を限度に貸越金の担保として質権を設定します。）
（２）この取引に定期預金があるときは、貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が数口ある場合には、預入日（継続したときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
（３）①　貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前記６．（２）により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前記（２）と同様の方法により貸越金の担保とします。
　②　前記①の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときには、直ちに新極度額をこえる金額を支払う必要があります。

８．（貸越金利息等）

（１）①　貸越金の利息は、付利単位を１００円とし、毎年２月と８月の当社所定の日に、１年を３６５日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
　Ａ．期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合
　　その期日指定定期預金ごとにその「２年以上」の利率に年０．５０％を加えた利率
　Ｂ．期日指定定期預金以外の定期預金を貸越金の担保とする場合
　　その定期預金ごとにその約定利率に年０．５０％を加えた利率
　②　前記①の組入れにより極度額をこえる場合には、当社からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払う必要があります。

様式コピー
Ａ預7362Ｊ(24/4)(2023.4)03WO 先（A4）

③　この取引の定期預金の全額解約により、定期預金の残高が零となった場合には、前記①にかかわらず貸越金の利息を同時に支払う必要があります。

（２）定期預金を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。

（３）当社に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年１４％（年３６５日の日割計算）とします。

９．（成年後見人等の届け出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出るものとします。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出るものとします。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記（１）および（２）同様に届け出るものとします。

（４）前記（１）から（３）の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。

（５）前記（１）から（４）の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

１０．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（１）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。

（２）前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

（３）通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

（４）届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

１１．（印鑑照合等）

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

１２．（即時支払）

（１）次の①から④の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当社から請求がなくても、それらを支払う必要があります。

①　支払いの停止または破産、再生手続開始の申立があったとき

②　相続の開始があったとき

③　前記８．（１）②により極度額をこえたまま６ヵ月を経過したとき

④　住所変更の届出を怠るなどにより、当社において所在が明らかでなくなったとき

（２）次の各場合に貸越元利金等があるときは、当社からの請求がありしだい、それらを支払う必要があります。

①　当社に対する債務の一つでも返済が遅れているとき

②　その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

１３．（解約等）

（1）普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出る必要があります。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払う必要があります。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。

（2）前記１２．（1）または（2）の事由があるときは、当社はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

１４．（差引計算等）

（1）この取引による債務を履行しなければならない場合には、当社は次のとおり取扱うことができるものとします。

① この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。

② 前記①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払うものとします。

（2）前記（1）によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

１５．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（1）定期預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が前記７．（1）により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

（2）前記（1）により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、直ちに当社へ提出することとします。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当します。

② 前記①の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。

③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異義を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（3）前記（1）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① 定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては、当社の定めによるものとします。

（4）前記（1）により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

１６．（譲渡、質入れの禁止）

（１）普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利、預り証および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

（２）当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

１７．（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当社は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

（１）引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による引出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）

（２）手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

（３）預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

① 公告の対象となる預金であるかの該当性

② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

（４）預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引がなかった場合を除きます。）

（５）預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（口座移管に限ります。）

１８．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 第１７条に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１ヵ月を経過した場合（１ヵ月を経過する日または当社からあらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④ この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２）第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された場合は、当該支払停止が解除された日

③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となった場合は、当該手続が完了した日

④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていた場合（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）は、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

１９．（この取引に係る預金の最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（第１８条第２項において定める事由をいいます。）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取り扱います。

２０．（休眠預金等代替金に関する取扱）

（１）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、預金者等は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（３）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。

① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③ この預金に係る休眠預金代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（４）当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

２１．（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、〈大垣共立〉カード規定、〈大垣共立〉振込規定および「盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補償に関する規定」により取扱います。

２２．（規定の変更）

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

〈普通預金規定〉

１．（取扱店の範囲）

この預金は、当店のほか当社国内本支店のどこの店舗でも預け入れまたは払い戻しができます。

２．（証券類の受け入れ）

（１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受け入れます。

（２）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。

（３）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。

（４）手形、小切手を受け入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

（５）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

３．（振込金の受け入れ）

（１）この預金口座には、為替による振込金を受け入れます。

（２）上記の振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。

４．（受入証券類の決済、不渡り）

（１）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受け入れた証券類の金額にかかる預金の払い戻しはできません。その払い戻しができる予定の日時は、通帳のお支払金額欄に記載します。

（２）受け入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引き落とし、その証券類は当店で返却します。

（３）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続きをします。

５．（預金の払い戻し）

（１）この預金を払い戻すときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに提出してください。

（２）前項の払い戻しの手続きに加え、当該預金の払い戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当社が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払い戻しを行いません。

（３）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続きをしてください。

（４）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

様式コピー

Ａ預7362Ｊ(24/9)(2023.4)03W0 先 (A4)

６．（預金機等による出金）

（１）〈大垣共立〉カード（以下「カード」といいます）をご利用の口座に限り、預金機等を使用して通帳により預金の払い戻しをすることができます。

（２）通帳による払い戻しに際しての暗証はカードと同じ暗証によりお取引ください。預金機等に通帳を挿入し、届出の暗証と払戻金額をボタンにより操作してください。この場合「払戻請求書」の提出は必要ありません。預金機等の操作に際し使用された通帳を当社が交付したものとして処理し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して預金の払い戻しをしたうえは、通帳または暗証につき偽造、盗用、その他の事故があってもそのために生じた損害については当社は責任を負いません。

（３）コーポレートカードを除き、１日あたりの払い戻しは、当社所定の金額または当社所定の方法により届出を受けた当社所定の金額の範囲内とします。ただし、提携金融機関の自動機を利用した場合の払戻限度額は、提携金融機関が定めた範囲（本人が提携金融機関の定めた範囲を下回る払戻限度額を指定した場合はその金額）とします。

（４）カードを喪失した旨の届出があった場合は、預金機等による通帳での払い戻しの取り扱いも併せて停止します。ただし、通帳を喪失してもカードをお持ちの場合はカードによる払い戻しはできるものとします。

（５）通帳の記帳ページが終了した通帳では、払い戻しの取り扱いはできません。この場合はカードにより払い戻しをしてください。また、窓口で新通帳の交付手続きをしてください。

（６）通帳による残高照会はできません。カードもしくは通帳への記帳により確認してください。

（７）通帳により払い戻しされる口座について代理人カードを発行している場合、代理人の暗証では通帳による払い戻しはできません。

（８）預金機等による通帳での払い戻しは当社の預金に限るものとし、当社が提携している金融機関ではカードによる払い戻しのみで通帳による払い戻しはできません。

７．（預金機等による入金）

預金機等を使用して入金するときは、預金機等に通帳またはカードと現金を挿入して操作してください。

８．（振込機による振込）

（１）振込機を使用して振込をするときは、振込機に払戻口座の通帳またはカードを挿入し、届出の暗証と振込金額をボタンにより操作するほか、次の内容をボタンまたはディスプレイで指定してください。この場合、払戻口座の払戻請求書、および振込依頼書の提出は必要ありません。

ご指定内容　お受取人の預金口座の金融機関名、本支店名、預金種目（当座、普通または貯蓄預金）、口座番号および受取人のお名前

（２）振込機による１回あたりの振込金額は当社の定めた範囲内の任意の金額とします。

（３）振込機の案内手順に従って操作し、振込先の確認ボタンを押された後は、振込機ではこの振込の取り消しはできません。取り消しを必要とする場合は、窓口営業時間内に、振込の操作を行った振込機設置店の窓口に申出てください。この場合は、組戻手続により処理するものとし、組戻不能の場合に生じた損害については当社は責任を負いません。

（４）通帳により振込する払戻口座について代理人カードを発行している場合代理人の暗証では通帳による振込はできません。

（５）振込機による通帳での振込は当社の預金に限るものとし、当社が提携している金融機関では、通帳による振込はできません。

９．（預金機等の利用手数料）

当社の預金機等を使用して出金をする場合は、当社がとくに定めた時間帯に限り、所定の手数料（消費税込）をお支払いいただきます。この手数料は取り扱い時に通帳および払戻請求書なしで、利用口座（指定口座）から自動的に引き落とします。

１０．（振込機利用による振込手数料）

（１）振込機を使用して振込をするときは、電信扱いで処理し、当社所定の振込手数料（消費税込）をお支払いいただきます。

（２）前条の時間帯に振込の手続きを行った場合は、前項の振込手数料に加えて前条の預金機等の利用手数料をお支払いいただきます。

（３）当社は前２項の手数料を、振込機利用日付をもって、通帳および払戻請求書なしで、通帳利用口座から自動的に引き落とします。

（４）振込機を使用して振込をする場合、振込金額と振込手数料金額及び預金機等の利用手数料金額との合計額が払い戻すことのできる預金金額（当座貸越を利用できる金額を含みます）を越えるときは振込できません。

１１．（利　息）

この預金の利息は毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）１，０００円以上について付利単位を１００円として、毎年２月と８月の当社所定の日に、店頭表示の預金利率表記載の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

１２．（成年後見人等の届け出）

（１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

（２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。

（３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前２項と同様にお届けください。

（４）前３項の届出事項に取り消しまたは変更等が生じた場合にも同様にお届けください。

（５）前４項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

１３．（届出事項の変更、通帳の再発行等）

（１）この通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

（２）この通帳または印章を失った場合のこの預金の払い戻し、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

１４．（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届け出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

１５．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（１）この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取り扱いとします。

（２）相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は当社所定の払戻請求書に届け出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

（３）相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当社の定めによるものとします。

（４）相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

（５）相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１６．（譲渡、質入れの禁止）

（１）この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または、第三者に利用させることはできません。

（２）当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

１７．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第２２条第３項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第２２条第３項各号の一にでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

１８．（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当社は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづく異動事由として取り扱います。

（１）引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による引出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）

（２）手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

（３）預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第３条第１項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）

①　公告の対象となる預金であるかの該当性

②　預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

（４）預金者等からの申し出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと（記帳する取引がなかった場合を除きます。）

（５）預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと（口座移管に限ります。）

（６）総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

１９．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①　第１８条に掲げる異動が最後にあった日

②　将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③　当社が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１ヵ月を経過した場合（１ヵ月を経過する日または当社からあらかじめ預金保険機構に通知した日のいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④　この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

（２）第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①　預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

②　法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された場合は、当該支払停止が解除された日

③　この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となった場合は、当該手続が完了した日

④　法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていた場合（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）は、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

⑤　総合口座規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合は、他の預金に係る最終異動日等

２０．（休眠預金等代替金に関する取扱）

（１）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前項の場合、預金者等は、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、預金者は、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（３）預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。

① この預金について、振込、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当社が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③ この預金に係る休眠預金代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（４）当社は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

２１．（取引の制限等）

（１）当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払い戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（３）前２項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

２２．（解約等）

（１）この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。

（２）次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

② この預金が犯罪に利用された場合

③ この預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

（３）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる行為

（４）一定の期間預金者による利用がない場合、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

（５）前３項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人をもとめることがあります。

２３．（未利用口座管理手数料）

（１）当社が定める一定の期間、利息決算以外の預け入れまたは本手数料以外の払い戻しがなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない口座（以下「未利用口座」といいます。）について、当社が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。

（２）未利用口座管理手数料は、未利用口座から払戻請求書なしで当社が定める方法により引き落とします。

（３）口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合、口座残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落とし、当社所定の方法により解約することができるものとします。解約にあたっては、個別に通知を行わないことがあります。

（４）一旦引き落としとなり、お支払いいただいた手数料は返却いたしません。

２４．（通知等）

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

２５．（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、〈大垣共立〉カード規定、〈大垣共立〉振込規定および「盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補償に関する規定」により取扱います。

２６．（規定の変更）

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以　上

〈ゴールド総合口座取引規定〉

１．（ゴールド総合口座取引）

（１）ゴールド総合口座取引（以下「本取引」といいます。）とは、一般の総合口座取引（別途総合口座取引規定に定める普通預金、定期預金、および当座貸越等を利用する取引をいいます。）に各種優遇サービスを付加した取引をいい、契約者にはゴールド総合口座通帳（本通帳への切り替えが後日となる場合があります。また、無通帳型総合口座については取り扱いしません。）とゴールドカード（当社所定のキャッシュカード発行口座等については取り扱いしません。）を発行できます。

（２）本取引の契約者をゴールド会員といいます。

（３）本取引の開始時は、お客さまの申し込み（当社所定の書面を提出していただきます。ただし、ＡＴＭからの申し込みについては必要ありません。）を当社が受け付けし、所定の手続きを完了した時点とします。

２．（口座管理手数料）

（１）本取引の利用にあたっては、当社所定の口座管理手数料（年払い、当該手数料の次回支払い月末日までの分とします。）が必要です。

（２）口座管理手数料は申し込みに際して初年度分をいただき、次年度以降は毎年、当該年度分として申込月の応当月１５日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日、以下「指定日」といいます。）に、通帳・払戻請求書の提出なしにゴールド総合口座から自動引き落としします。なお、引き落とし済通知等の送付は省略させていただきます。

（３）口座管理手数料はお客さまの申し出により当社ポイント制サービス「サンクスポイント・プレゼント」のポイントを利用して無料にすることができます。所定のポイントを初年度分は申し込みの際に、また次年度以降は毎年、当該年度分として指定日に、それぞれゴールド総合口座から自動減算します。なお、次年度以降のみ指定日に所定のポイントが減算できなかった場合、当該年度分は前記（２）のゴールド総合口座からの自動引き落としにより取り扱いします（初年度分は不可）。

（４）口座管理手数料は申し込みに際して初年度分をいただき、次年度以降は毎年、当該年度分として指定日に所定のポイントを、ゴールド総合口座から自動減算することもできます。なお、次年度以降の指定日に所定のポイントが減算できなかった場合、当該年度分は前記（２）のゴールド総合口座からの自動引き落としにより取り扱いします。

（５）すでに支払い済の口座管理手数料、または減算したポイントは解約等があっても返却しません。ただし、指定日の属する月の末日までに本取引を解約した場合に限り、当該指定日に支払い済の口座管理手数料、または減算したポイントを返却します。

（６）口座管理手数料または減算するポイントは、金融情勢の変化等により変更することがあります。変更後は変更日以降最初に到来する口座引き落とし、またはポイント減算から適用します。

３．（各種優遇サービス）

（１）ゴールド会員は以下の優遇サービスを受けられます。

①「サンクスポイント優遇」

「サンクスポイント・プレゼント規定」により取り扱いします。

②「ＡＴＭ利用手数料無料」

当社ＡＴＭにてゴールド総合口座のキャッシュカード（代理人カードを含みます。）・通帳または手のひら認証を利用した場合、当社ＡＴＭ時間外利用手数料が無料となります。また、所定の提携ＡＴＭの場合、月２回までＡＴＭ利用手数料が無料（口座単位で集計します。）となります。なお、他行と共同で設置しているＡＴＭを利用する際には、お取引明細票に手数料が印字されることがありますが、実際にはいただきません。

③「当社本支店間振込手数料無料（窓口振込除く）」

ゴールド総合口座からの振込の場合、当社同一支店宛・本支店宛の振込手数料が無料となります。ただし、窓口での振込は対象外となります。なお、振込の申込受付時点でゴールド会員であることが必要ですが、自動送金サービスでの振込は、都度の振込日前日時点でゴールド会員であることが必要です。また、スーパーＯＫダイレクトでの振込では、ゴールド総合口座がサービス口座となった日の翌日の振込申込受付分から無料となります。

④「通帳・カード再発行手数料無料」

ゴールド総合口座のキャッシュカード（代理人カードを含みます。）および通帳は、故意による破損等を除き無料で再発行します。

⑤「決済用普通預金口座管理手数料無料」

ゴールド総合口座と同一お客さま（ＣＩＦ）番号の決済用普通預金の口座管理手数料が無料となります。

（２）優遇サービスを受ける際に必要な条件および優遇サービスの内容は変更することがあります。その場合、事前に当社ホームページ等で告知するものとします。

（３）優遇サービスの提供を当社の事情等で一時的に中断する場合があります。また、優遇サービスの取り扱いを中止することがあります。

４．（変　更）

口座管理手数料の支払方法を変更する場合は次回指定日の２平日前までに、当社所定の書面を提出していただきます。

５．（解　約）

（１）本取引を解約する場合は、当社所定の書面を提出していただきます。解約手続き後は各種優遇サービスを利用できません。

（２）口座管理手数料を指定日の翌月１５日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日）までに支払わなかったとき、当社は本取引をいつでも解約できるものとします。この場合、当社は本取引を一般の総合口座取引に切り替えます。また、発行済のゴールドカードについては、一般の総合口座キャッシュカードとして引き続き利用できますが、前記３．に記載の各種優遇サービスは利用できません。

（３）優遇サービスの不適切な利用が認められる場合、当社はお客さまに是正を求めます。お客さまがこの求めに応じなかったとき、当社は本取引を一般の総合口座に切り替えます。また、発行済のゴールドカードについては、一般の総合口座キャッシュカードとして引き続き利用できますが、前記３．に記載の各種優遇サービスは利用できません。

６．（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、＜大垣共立＞カード規定および各種優遇サービスに関連する諸規定により取り扱いします。

７．（規定の変更）

当社は本規定の内容を変更することがあります。その場合、事前に当社ホームページ等で告知するものとし、変更日以降は変更後の規定に従い取り扱いします。

以　上

〈スーパーゴールド総合口座取引規定〉

１．（スーパーゴールド総合口座取引）

（１）スーパーゴールド総合口座取引（以下「本取引」といいます。）とは、一般の総合口座取引（別途総合口座取引規定に定める普通預金、定期預金、および当座貸越等を利用する取引をいいます。）に各種優遇サービス（基本サービスと選択サービスがあります。）を付加した取引をいい、契約者にはスーパーゴールド総合口座通帳（本通帳への切り替えが後日となる場合があります。また、無通帳型総合口座については取り扱いしません。）とスーパーゴールドカード（当社所定のキャッシュカード発行口座等については取り扱いしません。）を発行できます。

（２）本取引の契約者をスーパーゴールド会員といいます。

（３）本取引の開始時は、お客さまの申し込み（当社所定の書面を提出していただきます。ただし、ＡＴＭからの申し込みについては必要ありません。）を当社が受け付けし、所定の手続きを完了した時点とします。

２．（口座管理手数料）

（１）本取引の利用にあたっては、当社所定の口座管理手数料（年払い、当該手数料の次回支払い月末日までの分とします。）が必要です。

（２）口座管理手数料は申し込みに際して初年度分をいただき、次年度以降は毎年、当該年度分として申込月の応当月１５日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日、以下「指定日」といいます。）に、通帳・払戻請求書の提出なしにスーパーゴールド総合口座から自動引き落としします。なお、引き落とし済通知等の送付は省略させていただきます。

（３）口座管理手数料はお客さまの申し出により当社ポイント制サービス「サンクスポイント・プレゼント」のポイントを利用して無料にすることができます。所定のポイントを初年度分は申し込みの際に、また次年度以降は毎年、当該年度分として指定日に、それぞれスーパーゴールド総合口座から自動減算します。なお、次年度以降のみ指定日に所定のポイントが減算できなかった場合、当該年度分は前記（２）のスーパーゴールド総合口座からの自動引き落としにより取り扱いします（初年度分は不可）。

（４）口座管理手数料は申し込みに際して初年度分をいただき、次年度以降は毎年、当該年度分として指定日に所定のポイントを、スーパーゴールド総合口座から自動減算することもできます。なお、次年度以降の指定日に所定のポイントが減算できなかった場合、当該年度分は前記（２）のスーパーゴールド総合口座からの自動引き落としにより取り扱いします。

（５）すでに支払い済の口座管理手数料、または減算したポイントは解約等があっても返却しません。ただし、指定日の属する月の末日までに本取引を解約した場合に限り、当該指定日に支払い済の口座管理手数料、または減算したポイントを返却します。

（６）口座管理手数料または減算するポイントは、金融情勢の変化等により変更することがあります。変更後は変更日以降最初に到来する口座引き落とし、またはポイント減算から適用します。

３．（各種優遇サービス）

（１）スーパーゴールド会員は以下の基本サービスを受けられます。

①「サンクスポイント優遇」

「サンクスポイント・プレゼント規定」により取り扱いします。

②「ＡＴＭ利用手数料無料」

当社ＡＴＭにてスーパーゴールド総合口座のキャッシュカード（代理人カードを含みます。）・通帳または手のひら認証を利用した場合、当社ＡＴＭ時間外利用手数料が無料となります。また、所定の提携ＡＴＭの場合も、ＡＴＭ利用手数料が無料となります。なお、他行と共同で設置しているＡＴＭを利用する際には、お取引明細票に手数料が印字されることがありますが、実際にはいただきません。

③ 「当社本支店間振込手数料無料」

スーパーゴールド総合口座からの振込の場合、当社同一支店宛・本支店宛の振込手数料が無料となります。ただし、窓口での振込はスーパーゴールド総合口座通帳またはスーパーゴールドカードの呈示または手のひら認証情報の照合等により無料の対象とします（事業性の振込は対象外となります。）。なお、振込の申込受付時点でスーパーゴールド会員であることが必要ですが、自動送金サービスでの振込は、都度の振込日前日時点でスーパーゴールド会員であることが必要です。また、スーパーＯＫダイレクトでの振込では、スーパーゴールド総合口座がサービス口座となった日の翌日の振込申込受付分から無料となります。

④ 「通帳・カード再発行手数料無料」

スーパーゴールド総合口座のキャッシュカード（代理人カードを含みます。）および通帳は、故意による破損等を除き無料で再発行します。

⑤ 「米ドル外貨預金為替手数料キャッシュバック」

スーパーゴールド総合口座と同一お客さま（ＣＩＦ）番号の米ドル外貨預金取引（先物予約を伴う取引を除く。）につき、為替手数料を１ドルあたり５０銭（１円未満切り上げ、１回あたりの上限は１０，０００円とします。）キャッシュバックします。キャッシュバックは約定日の３平日後にスーパーゴールド総合口座へ入金する方法で行います。なお、キャッシュバック対象となる取引が１ヵ月間（毎月１日から末日まで）に複数回行われた場合は、累計１０，０００円までを前記方法で入金します。また、外貨預金ＡＴＭサービス、およびスーパーＯＫダイレクト外貨預金サービス（以下両サービスを「当該サービス」といいます。）をご利用の場合は、為替手数料を１ドルあたり５０銭から当該サービスでの１ドルあたりの為替手数料割引分を控除した金額（１円未満切り上げ、１回あたりの上限は１０，０００円とします。）をキャッシュバックします。

⑥ 「投資信託申込手数料キャッシュバック」

当社またはＯＫＢ証券株式会社との投資信託取引における指定預金口座が当社のスーパーゴールド総合口座の場合、申込手数料（消費税を含みます。当社のスーパーＯＫダイレクト投資信託サービスまたはＯＫＢ証券株式会社のオンライントレードをご利用の場合は、当該割引後の申込手数料となります。）の５０％相当額（１円未満切り上げ、１回あたりの上限は１０，０００円とします。）をキャッシュバックします。キャッシュバックは購入申込の場合約定日の３平日後に、募集申込の場合当該ファンドの設定日の３平日後にスーパーゴールド総合口座へ入金する方法で行います。なお、キャッシュバック対象となる取引が１ヵ月間（毎月１日から末日まで）に複数回行われた場合は、累計１０，０００円までを前記方法で入金します。また、キャッシュバック前に指定預金口座が変更された場合には、キャッシュバックを行いません。

⑦ 「ローン金利優遇」

スーパーゴールド総合口座と同一お客さま（ＣＩＦ）番号で新規に借り入れの当社所定のローンにつき、適用金利を通常比年１％優遇します。ただし、当社所定の金利引き下げ制度を除き他の金利引き下げ等との併用はできません。

⑧ 「決済用普通預金口座管理手数料無料」

スーパーゴールド総合口座と同一お客さま（ＣＩＦ）番号の決済用普通預金の口座管理手数料が無料となります。

⑨ 「『健康口座』会員サービス会費キャッシュバック」

スーパーゴールド総合口座と同一お客さま（ＣＩＦ）番号の健康口座取引につき、「健康口座」会員サービスの本人会費相当額（消費税を含みます。）をキャッシュバックします。キャッシュバックは、「健康口座」会員サービス会費引き落とし日の翌月末日までに健康口座へ入金します。なお、キャッシュバックの前月末日時点（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日）でスーパーゴールド総合口座の契約がない場合や「健康口座」会員サービス会費の引き落としが確認できない場合、健康口座残高が１０万円未満の場合には、キャッシュバックを行いません。

（２）スーパーゴールド会員は以下の選択サービスをいずれか１つ利用できます。なお、選択したサービスの利用は次回指定日の末日まで変更できません。

①「他行ＡＴＭ利用手数料無料」

スーパーゴールド総合口座のキャッシュカード（代理人カードを含みます。）は、当社提携先金融機関等のＡＴＭ利用手数料（消費税を含みます。提携手数料と時間外利用手数料を対象とします。）が月２回まで無料（口座単位で集計します。）となります。なお、お取引明細票に手数料が印字されることがありますが、実際にはいただきません。

②「一般クレジットカード年会費キャッシュバック」

当社所定の一般クレジットカードにつき、本人会員カードで、かつクレジット決済口座がスーパーゴールド総合口座と同一お客さま（ＣＩＦ）番号の場合、本人年会費相当額（消費税を含みます。）をキャッシュバックします。キャッシュバックは指定のクレジットカードの有効期限に記載された月を基準に、その３ヵ月後の１５日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日）にスーパーゴールド総合口座へ入金する方法で行います。なお、キャッシュバックの前月末時点でスーパーゴールド総合口座の契約がない場合や当社が当該クレジットカードの引き落としを確認できない場合には、キャッシュバックを行いません（同年度の選択サービスは利用できなくなります。）。

（３）優遇サービスを受ける際に必要な条件および優遇サービスの内容は変更することがあります。その場合、事前に当社ホームページ等で告知するものとします。

（４）優遇サービスの提供を当社の事情等で一時的に中断する場合があります。また、優遇サービスの取り扱いを中止することがあります。

４．（変　更）

口座管理手数料の支払方法を変更する場合は次回指定日の２平日前までに、また選択サービスを変更する場合は次回指定日の属する月の末日までに、それぞれ当社所定の書面を提出していただきます。

５．（解　約）

（１）本取引を解約する場合は、当社所定の書面を提出していただきます。解約手続き後は各種優遇サービスを利用できません。

（２）口座管理手数料を指定日の翌月１５日（土曜・日曜・祝休日の場合は翌平日）までに支払わなかったとき、当社は本取引をいつでも解約できるものとします。この場合、当社は本取引を一般の総合口座取引に切り替えます。また、発行済のスーパーゴールドカードについては、一般の総合口座キャッシュカードとして引き続き利用できますが、前記３．に記載の各種優遇サービスは利用できません。

（３）優遇サービスの不適切な利用が認められる場合、当社はお客さまに是正を求めます。お客さまがこの求めに応じなかったとき、当社は本取引を一般の総合口座に切り替えます。また、発行済のスーパーゴールドカードについては、一般の総合口座キャッシュカードとして引き続き利用できますが、前記３．に記載の各種優遇サービスは利用できません。

６．（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、＜大垣共立＞カード規定および各種優遇サービスに関連する諸規定により取り扱いします。

７．（規定の変更）

当社は本規定の内容を変更することがあります。その場合、事前に当社ホームページ等で告知するものとし、変更日以降は変更後の規定に従い取り扱いします。

以　上

〈盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補償に関する規定〉

１．規定の適用範囲等

（１）この規定は、個人のお客さまの預金取引に適用されます。

（２）この規定は、盗難された通帳、証書（以下「通帳等」といいます。）を用いて不正な払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱を定めるものです。

（３）この規定は、各種預金規定（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この規定に定めがある事項はこの規定の定めが適用され、この規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

２．盗難された通帳等による不正な預金払戻し等

（１）盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当社に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補償を請求することができます。

①　通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われていること

②　当社の調査に対し、預金者本人より十分な説明が行われていること

③　当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（２）前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当社は、当社へ通知が行われた日の３０日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補償対象額」といいます。）を補償するものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当社が証明した場合には、当社は補償対象額の４分の３に相当する金額を補償するものとします。

（３）前２項の規定は、第１項にかかる当社への通知が、この通帳等が盗難された日（通帳等が盗難された日が明らかでないときは、盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４）第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補償責任を負いません。

①　当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

Ａ．当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

Ｂ．預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

Ｃ．預金者が、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

②　通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

様式コピー

Ａ預7362J(24/22)(2023.4)03W0 先（A4）

（５）当社が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第１項にもとづく補償の請求には応じることはできません。

（６）当社は、①不正な払戻しを受けた者その他の第三者から預金者が損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、②不正払戻しにより被った損害について本人が請求できる保険金相当額の限度において、第１項にもとづく補償の請求には応じることはできません。

（７）当社が第２項の規定にもとづき補償を行ったときは、当該補償を行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

（８）当社が第２項の規定にもとづき補償を行ったときは、当社は、当該補償を行った金額の限度において、不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権、不当利得請求権、保険金等請求権およびその他の権利を取得するものとします。

以　上

【盗難通帳等被害においてお客さまの重大な過失または過失となりうる場合】

１．お客さまの重大な過失となりうる場合

お客さまの重大な過失となりうる場合とは、「故意」と同視しうる程度に注意義務に著しく違反する場合であり、その典型的な事例は以下のとおりです。

（１）お客さまが他人に通帳等を渡した場合

（２）お客さまが他人に記入・押印済みの払戻請求書、諸届を渡した場合。

（３）その他お客さまに（１）および（２）の場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

※上記（１）および（２）については、病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてこれらを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）などに対してこれらを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

２．お客さまの過失となりうる場合

（１）お客さまが通帳等を他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態に置いた場合

（２）お客さまが届出印の印影が押印された払戻請求書、諸届を通帳等とともに保管した場合

（３）お客さまが印章を通帳等とともに保管していた場合

（４）その他お客さまに（１）から（３）の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

以　上